

福島県知事 佐藤雄平 様

福島県監査委員 嶋 原 吉之助
福島県監査委員 宗 方 保
福島県監査委員 野 崎 直 実
福島県監査委員 高 野 宏 之

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成21年8月7日付けで審査に付された平成20年度に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果は、次のとおりです。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成20年度福島県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (3.75%)	- (8.75%)	12.7% (25.0%)	200.6% (400.0%)

(注) 「-」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため。

(注) ()書きの比率は早期健全化基準である。

(2) 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
福島県港湾整備事業特別会計	-	
福島県流域下水道事業特別会計	-	
福島県工業用水道事業会計	-	
福島県地域開発事業会計	-	
福島県公営企業資産活用事業会計	-	
福島県立病院事業会計	11.1%	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

(注) 「-」は、資金不足額がないため。

(注) 各会計ごとの経営健全化基準は20%である。

2 審査の期間

平成21年8月7日から同年9月7日まで

3 審査の手続

平成20年度に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率は、法令等に基づき適正に算定されているか

(2) これらの算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか

などを主眼として、関係者の説明を聴取し、併せて実施した一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査の結果をも踏まえて、慎重に審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められる。

2 意見

福島県立病院事業会計の資金不足比率は、前年度の2.2%から11.1%になっているため、今後とも引き続き経営の健全化に努める必要がある。